

広島市立新安佐市民病院（仮称）
磁気共鳴断層撮影装置
技術仕様書

地方独立行政法人 広島市立病院機構

広島市立安佐市民病院

令和 2 年 6 月

1. 調達物件の背景及び目的

現在当院で稼働中のMRI装置は、2台とも1.5テスラである。検査数増加により、予約待ちの延長・時間外対応が増えており2台体制での運用が厳しくなっている。新病院では3テスラ装置の増設を行うことで、現状の改善を図るだけでなく、頭部・体幹部ともに1.5テスラよりも高画質・高分解能の画像を得ることができる。

また、4D-MRAにより非造影で血行動態を把握することができるといった1.5テスラでは困難な最新検査を全身領域で行うことができ、診断能力の向上・近隣医療機関との差別化が可能となる。

3テスラ装置の保険点数は1.5テスラに比べて270点高く、さらに当院のMRI検査数の半約数を占める頭部検査については、頭部加算(100点)が追加され、高度な臨床性能と採算性を両立させることが可能である。

2. 調達物品名及び構成内訳

3テスラ磁気共鳴断層撮影装置 一式

(内訳)

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 磁気共鳴診断装置 | 一式 |
| 1-1 ガントリー本体 | 1式 |
| 1-2 制御処理システム | 1式 |
| 1-3 撮像アプリケーション・画像処理システム | 1式 |
| 2 周辺機器及び備品 | 一式 |
| 2-1 金属探知機 (ハンディ・スタンド) | 1式 |
| 2-2 監視カメラシステム | 2式 |
| 2-3 造影剤自動注入機 | 1式 |
| 2-4 造影剤ルート用天板 | 1式 |
| 2-5 検査室内オーディオデバイス | 1式 |
| 2-6 3T対応MRI対応車いす・ストレッチャー | 1式 |
| 2-7 MRI精度管理ファントム | 1式 |
| 2-8 MRI対応生体情報モニタ | 2式 |
| 2-9 MRI対応非磁性体モニタシステム | 1式 |
| 2-10 DICOMゲートウェイ | 1式 |
| 2-11 MRIプロテクター | 1式 |
| 2-12 患者管理用PC | 2式 |
| 2-13 VSRAD解析用PC | 2式 |
| 2-14 3D用ワークステーション (VINCENT) | 2式 |
| 2-15 ワークステーション用クライアント端末 | 2式 |
| 2-16 レーザプリンタ | 2式 |
| 2-17 既設ネットワーク接続 | 1式 |
| 2-18 MRI対応ペースメーカー用除細動器 | 1式 |
| 2-19 空気清浄機 | 2式 |

※ 以上、搬入、据付、撤去、配線、配管、調整を含む。

3. 技術的要求要件

- (1) 本調達物件に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、発注者の必要とする最低限の要求要件を示しており、本調達物件の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 本調達物件の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市立広島市民病院医療機器選定委員会、広島市立リハビリテーション病院医療機器選定委員会及び広島市立病院機構本部事務局で実施する入札契約審査会において、本調達物件に係わる技術仕様書に対する提案書やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (5) 本調達物件の構成においては、全て新品であること。引上げ品等使用している場合は落札決定の対象から除外する。

4. その他

(1) 仕様に関する留意事項

- ① 本調達物件のうち医療用具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に定められている製造の承認を得ている機器であること。
- ② 本調達物件は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時に製品化されていない機器で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

(2) 提案に関する注意事項

- ① 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的、かつ、分かりやすく記載すること。
したがって、本仕様書の技術的要件に対して、単に「できます。」「提案します。」といった文章のみで、その根拠となるデータ等を示さず具体性のない提案書の場合、評価できないため不合格とする。
- ② 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合があり、ヒアリングについて打診を受けた場合は、必ず対応すること。